

令和7年度 朝日中学校 部活動等ガイドライン

「令和7年度鶴岡市中学校部活動等ガイドライン」を受け、今年度からの朝日中学校の部活動を以下の通り運営します。

1. 部活動について

(1)平日の授業日

- ①平日の授業日を活動日とする。
- ②活動日は週 3 日以内、休止日は月・木の 2 日間を基本とする。
- ③田川総体・田川新人・地区コンクールの 2 週間前は週4日活動することもできる。ただし、朝日スポーツクラブ・スポーツ少年団・保護者会クラブ(令和 7 年度まで)の活動を含め、休止日を平日 1 日以上設けるよう、朝日スポーツクラブ・スポーツ少年団・保護者会クラブ(令和 7 年度まで)と調整を図る。
- ④朝の活動は行わない。
- ⑤活動時間は放課後 2 時間程度までとする。
- ⑥部活動としては、延長練習及び夜間の練習は行わない。
- ⑦朝日スポーツクラブ、スポーツ少年団、保護者会クラブ(令和 7 年度まで)等で土日連続して活動を行った場合は、翌週のあらかじめ定められた部活動の活動休止日に加えて、部活動予定日の少なくとも 1 日を休止日とする。

(2)休業日(土・日・祝日)

- ①休業日(土・日・祝日)は部活動を行わない。
- ②中体連・中文連主催の事業及び中体連・中文連主催・共催の大会(コンクール)については、教員(顧問)引率・指導の下、部活動として活動することもできる。
※土日 2 日間活動した場合は、平日の部活動の休止日以外に別の 1 日を休止日とする。
- ③以下の特例については、満たす条件に従い、部活動として活動することもできる。

特例 i

中体連主催大会の 2 週間前からの休日に行う「練習試合」については、教員が引率・指導することもできる。また、文化活動の大会(コンクール)の 2 週間前から休日に行う「通常の練習活動」については、教員が引率・指導することもできる。

※ただし特例 i の対応は、半日程度とする。

特例 ii ※R7吹奏楽部には該当しない。

「文化活動」については、以下の要件及びやむをえない事情がある場合、教員の引率・指導の下で活動することもできる。

〔特例 ii は当面の間及び体制が整うまで〕

○活動を認める要件

休日の指導体制が整わない場合、および学校施設が一般開放できない場合

○活動を認めるやむを得ない事情

大会(コンクール)の3週間前からの休日

・土日 2 日間のうち 1 日(半日程度)以内

・3連休のうち 2 日(1 日当たり半日程度)以内

※土日に連続しない祝日は校長判断とする。

(3)長期休業中

- ①平日、週 4 回以内(1 日 3 時間程度)の活動とし、土・日・祝日、閉庁日の部活動は行わない。
- ②ある程度長期の休養期間を設ける。

(4)活動の停止

安全上の配慮から、以下のようなときには活動を行わない。

- ①管理にあたる者が活動場所に不在の時
- ②学校内で感染症等が流行した時、もしくはその恐れがある時
- ③暑さ指数(WBGT)が31度を超えた場合や台風の接近、暴風雪警報の発令など、生徒の安全確保が困難な時

(5)練習計画

- ①部顧問は、月ごとの練習計画一覧を作成し、校長の承認を得る。
- ②練習計画一覧には、部活動のほか、朝日スポーツクラブ・スポーツ少年団・保護者会クラブ(令和 7 年度まで)・その他のクラブの休日・夜間の活動計画も記載することとする。
- ③平日部活動の練習計画は、指導者・保護者との相談のうえで部顧問が決定する。
- ④休日の練習計画は、部顧問・保護者と相談のうえで、休日の代表指導者が決定する。練習試合の調整には必要に応じて部顧問も入ることとする。

(6)配慮事項

- ①学校の定期テスト前は、適宜活動停止期間を設けるなど、学習に向かわせるよう配慮する。
- ②生徒の地域行事への参加を優先させる。
- ③部顧問は、平日の部活動に積極的に参加し、生徒の練習の様子を見届けるよう努める。
- ④部顧問は、休日の活動に関して、休日の指導者と情報の共有に努める。

2. 大会(コンクール)等への参加

- (1)「鶴岡市学校管理規則 第 4 条」に定められた(長期休業中の平日における)県外及び宿泊を伴う大会(コンクール)等への部活動としての参加は、1 年間につき 3 回以内及び 2 泊 3 日以内を基本とする。この場合、その必要性を考慮し校長が実施の判断をする。
- (2)中体連・中文連が主催・共催する大会以外への参加については、朝日スポーツクラブ・スポーツ少年団・保護者会クラブ(令和 7 年度まで)での活動として対応する。

3. 休日における活動について

(1)活動母体について

カテゴリー	スポーツ少年団	保護者会クラブ	朝日 SC	その他のクラブ
種目	バレー	吹奏楽		野球
	剣道			
	陸上			

(2)活動の詳細

- ①日曜日を活動休止日とする。それができない場合は土曜日とする。
- ②活動を行う場合は、土・日いずれか 1 日とする。
活動時間は、3 時間程度とする。
※土日連続して活動する場合は下記による。
ア:総体新人大会(コンクール)の 2 週間前
イ:土・日の大会(強化練習会を含む)に参加する場合

ウ:日曜日の大会に参加する場合の前日土曜日の活動

エ:活動の必要性や負担を考慮したうえで校長が認めた場合

③土・日連続で活動を行った場合は、翌週のあらかじめ定められた部活動の活動休止日に加えて、活動予定日を少なくとも1日は休止日とする。ただし総体新人の2週間前はこれによらないことができる。(平日4日活動)

④3連休の場合は、少なくとも1日を活動休止日とする。この場合の活動休止日は、連休最終日が望ましい。

4. 校長の責務

①本ガイドラインを教職員・生徒・保護者・朝日スポーツクラブ・スポーツ少年団指導者に周知する。

②本ガイドラインの遵守を確認した上で、部活動及び朝日スポーツクラブ・スポーツ少年団の活動を承認する。

③部活動及び朝日スポーツクラブ・スポーツ少年団の活動状況に対して、適切に指導・助言を行う。

5. 学校の責務

(1)情報の共有

①朝日スポーツクラブ・スポーツ少年団・保護者会クラブ(令和7年度まで)等の活動状況の把握に努める。

②部活動の活動状況について、朝日スポーツクラブ・スポーツ少年団・保護者会クラブ(令和7年度まで)側への情報提供に努める。

③テスト期間及び感染症の流行等により部活動を停止するときは、その旨を朝日スポーツクラブ・スポーツ少年団・保護者会クラブ(令和7年度まで)等の活動代表者に伝え、活動停止の共通理解を図る。

④保護者の理解と協力を得るため、部活動等の運営に関する説明を適切に行う。

(2)連絡会等の設置

①部活動と朝日スポーツクラブ・スポーツ少年団・保護者会クラブ(令和7年度まで)等との連絡会を設置し、適宜開催する。

6. 朝日スポーツクラブ・スポーツ少年団・保護者会クラブ等代表者の責務

(1)活動目的の確認

①朝日スポーツクラブ・スポーツ少年団・保護者会クラブ(令和7年度まで)等への加入が、強制ではなく任意であることを周知する。

②生徒の実情を加味し、具体的な目標及び活動内容等を設定する。その際、競技成績の向上だけに偏らないよう配慮する。

(2)指導方法の共通理解

①活動目的に沿った指導方法について、生徒・保護者・朝日スポーツクラブ・スポーツ少年団・保護者会クラブ(令和7年度まで)等の三者が共通理解を図るためのミーティング等の場を設定する。

(3)大会や遠征、コンクールへの参加

①各種団体等が主催する大会やコンクールなどへの参加については、教育効果や生徒・保護者への負担などを十分に勘案し、部活動顧問と協議及び精査したうえで決定する。

※中体連主催・共催大会及び事業等以外は、朝日スポーツクラブ・スポーツ少年団・保護者会クラブ(令和7年度まで)等の体制で参加する。

7. 部活動の運営について

生徒数及びクラス数の減少に伴う教職員定数の減員により、これまで同様の部活動運営が困難であることから、部員募集等を以下のように行い、持続可能な活動にしていく。

(1)生徒数の減少、および教職員数の減少による顧問不足が予想されるので、現存する部活動を優先し、新たな部は、設置しないこととする。

バレー部、野球部、剣道部、陸上部、吹奏楽部
スキー部、水泳部、柔道部

(2)部員が集まらない部は、「募集停止」とし、部員がいなくなった時点で廃部とする。

2年連続で単独で大会やコンクール等に出場できない場合、翌年度から募集しない。

※地域指導者の方に「部活動指導員」をお引き受けいただける見込みがある場合は、協議の上、継続設置(休部扱い)を認める場合がある。